

県内建設事業者の事業承継等の促進支援措置について（お知らせ）

土木建築局建設産業課

1 趣旨

県内の建設業者が合併等を行った場合における入札参加の特例について、制度の延長を行うとともに、適用条件の緩和等を行いました。

2 制度の期限

| 改正前 | 改正後 |
|-------------|--------------|
| 令和8年3月31日まで | 令和13年3月31日まで |

3 内容

| 項目 | 改正前 | 改正後 |
|------|---|--|
| 対象 | 事業譲渡、合併会社、分割承継、協業組合 ※合併等日から6か月以内 ※指名除外措置、監督処分等がされた場合は取消 | 事業譲渡、合併会社、分割承継、協業組合 |
| 特例措置 | ≪総合数値の調整≫ ・格付時の総合数値を15%加算 （申請日時点の名簿有効期限まで） ・格付時の総合数値を10%加算 （上記名簿の次回名簿の有効期限まで） | ≪総合数値の調整≫ ・格付時の総合数値を15%加算 （合併等日時点の名簿有効期限まで） ・格付時の総合数値を10%加算 （上記名簿の次回名簿の有効期限まで） |
| | ≪受注機会の確保≫ ① 直近下位ランクにおける入札参加 ・合併会社等の主たる営業所 ② みなし主たる営業所扱い ・平成13年4月1日以降に県発注工事の受注実績のある合併会社の営業所 ○ 適用条件 ・適用を受けようとする業種のいずれかについて申請日までの2年以内に500万円以上の県発注工事の元請施工実績を有すること ・申請日までの2年以内に指名除外措置等を受けていないこと ※すべての合併当事会社等が条件を満たすこと ○ 適用期間 ・申請日から3年間 ※上記期間経過後も当分の間は措置継続 | ≪受注機会の確保≫ ① 直近下位ランクにおける入札参加 ・合併会社等の主たる営業所 ② みなし主たる営業所扱い ・合併等日までの15年以内に県発注工事の受注実績のある消滅会社等の主たる営業所 ○ 適用条件 ・適用を受けようとする業種のいずれかについて合併等日までの4年以内に500万円以上の県発注工事の元請施工実績を有すること ※すべての合併当事会社等が条件を満たすこと ○ 適用期間 ・合併等日から5年間 |
| 申請期限 | 令和8年3月31日まで | 令和13年3月31日まで |

4 その他

従前の取扱いによる特例措置を適用中の者（申請中の者を含む）については、引き続き従前の取扱いによる措置を適用する（受注機会の確保措置の適用期間満了後も措置を継続している者については、適用期間を令和9年5月31日までとする。）。